

# 無料低額診療事業

## 無料低額診療事業とは

社会福祉法第二条第三項に基づいて、経済的理由により適切な医療等を受けられない方々に対して、安心してよい治療を受けていただくため、無料または低額で診療等を行う事業です。



当院での医療費のご負担にお困りの方や費用面で受診できない方は、一度ご相談下さい

## ●対象となる方は？

- ・ 経済的な理由で、健康保険に未加入で当院での診療を希望の方
- ・ 当院で治療中の患者様で、診療費減免に関する基準を満たすことができる方で、医療費の支払いが困難な方

## ●利用するには？

まずは医療相談室の医療ソーシャルワーカー(MSW)にご相談下さい。基準をみたしているかどうかを判断するため、収入明細等の資料を提出いただく場合もあります。

## 医療費のこと生活のことお悩みがあればこちらまで

当院の医療相談室では、この無料低額診療事業の他にも「難病・障害・生活保護の認定と受給」や「高額療養費制度・高額医療費貸付制度・介護保険制度」やその他福祉サービスの利用、入院生活の悩みごとや退院するにあたっての心配ごと、治療を受けるにあたっての心配ごとや当院の診療サービスへのご意見、要望などについてご相談をお受けしています。どうぞお気軽にご相談ください。